平成２１年（フ）第２５９号
宮崎市花ケ島町赤江町1377番地
債務者　杉田　一樹（旧姓坂元）
1　決定年月日時　平成21年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２９４号
宮崎市松山１丁目11番20号　松本コーポ302号
債務者　中﨑憲太郎
1　決定年月日時　平成21年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２６号
沖縄県名護市大東１丁目18番５―303号　プチマンションりど長浜
債務者　秋好　弘毅
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２１年（フ）第２７号
沖縄県名護市大北５丁目９番28号
債務者　宮城　　万
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２１年（フ）第２８号
沖縄県国頭郡今帰仁村字玉城44番地
債務者　西銘　生安
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２１年（フ）第６８号
千葉県流山市大字西平井960番地の２　流山カサベラ七番館201、申立時の住所千葉県流山市東初石３丁目107番地の９　ラフィーネ初石110
債務者　高田　智幸
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第２８７号
千葉県松戸市西馬橋幸町104番地コーポ瑞穂201号
債務者　林　　佳那
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第３３４号
千葉県柏市西原３－１―28ＹＫフラット１号棟Ｃ号室、住民票上の住所千葉県流山市駒木台591番地三原方
債務者　三原　芳雄
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第３６９号
千葉県柏市大青田1250番地の２
債務者　松丸千代子
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第３７６号
千葉県野田市野田449番地の３シティハイムＫ３―205
債務者　河野　清昭
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第３７７号
千葉県柏市布施639番地１
債務者　成嶋三津子
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第３８０号
千葉県松戸市五香７丁目35番地の12
債務者　深野　由美
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第９５号
長野県上田市緑が丘２丁目11番30号
債務者　田中　　亨
1　決定年月日時　平成21年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第１１１号
長野県上田市御嶽堂1504番地16、前住所長野県上田市中丸子1123番地１
債務者　鈴木　慎二
1　決定年月日時　平成21年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第１１６号
長野県上田市下室賀370番地６、前住所長野県上田市福田435番地１　ソアラハイツ101号
債務者　東方　悦子
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第２２０号
大津市本堅田４丁目５番８―Ｃ101号
債務者　山下　美紀
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
大津地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４１号
兵庫県洲本市炬口１丁目１番35号　コーポ早崎101号、前住所兵庫県淡路市大谷1217番地
債務者　土井ソーイングこと　土井　武司
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２１年（フ）第４２号
兵庫県洲本市炬口１丁目１番35号　コーポ早崎101号、前住所兵庫県淡路市大谷1217番地
債務者　土井　良美
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係